

2025年3月 決算関連資料一覧

公認会計士
阿部 光成

本稿は、2025年3月期に係る主な会計処理・監査関係の関連資料を一覧形式でまとめたものである。本稿は、決算期変更などの特段の状況にはない2025年3月期決算会社を想定して記載している。

2025年3月期決算においては、たとえば、2022年10月28日公表の「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(改正企業会計基準27号)が適用される。表中に記載している会計基準などによっては、未適用の会計基準等に関する注記や今後の適用への準備などを考慮し記載しているものがあるので、実際の適用に際しては適用時期等に注意していただきたい。また、会計基準等については最終改正日を記載しており、たとえば、2024年9月13日公表の「リースに関する会計基準」(企業会計基準34号)による改正を受けた日付を記載しているものが

ある。なお、国際財務報告基準および「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」は本表に含めていない。

表中の公開草案は、本稿の執筆時点(2025年2月28日)においてのものであり、今後の確定に留意していただきたい。

また、最近、サステナビリティに関する情報開示についての関心が高まっていることから、サステナビリティに関連する資料名を記載している箇所もある。

実務の便宜のため、関連資料に関して本誌で解説された掲載号をあわせて示している^(注)。

文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

(注) 関連資料の本誌で解説された掲載号の年表記について、西暦下2桁で表している(例：25.3.20(No.1738)→2025年3月20日号)。

主な決算関連資料一覧

	主な内容	適用時期	関連資料
<会社法関係>			
事業報告・ 計算書類	<p>事業報告および計算書類の作成に際して次のことに注意する。</p> <p>【会社法施行規則】 事業報告において、各会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由を記載すること、特定完全子会社に関する事項、親会社等との間の取引に関する事項などに注意する。</p> <p>【会社計算規則】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記(会計方針の変更に関する注記、退職給付引当金の計上基準など)および附属明細書について、会社計算規則に従って作成する(連結計算書類も同様)。</p> <p>【事業報告における監査報酬等の記載】 「会計監査人設置会社における会計監査人に関する事項に係る事業報告の記載例(中間報告)」(法規委員会研究報告5号)では、「II 記載例」の「8. 当該株式会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。)」の「記載上の注意」③において、次のように記載している。</p> <p>会計監査人設置会社及びその子会社が会計監査人設置会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等の額については、支払の有無又は費用計上の有無にかかわらず、会計監査人設置会社又はその子会社が、会計監査人である公認会計士又は監査法人との監査契約に基づき、連結計算書類作成の基礎とされたそれぞれの計算書類等(会計監査人設置会社が会社法第444条第3項に規定す</p>	—	<p>① 会社法 → 本誌14.8.10 (No.1388) 解説、本誌14.8.20・9.1 (No.1389) 解説、本誌15.4.1 (No.1409) 解説、本誌15.4.10 (No.1410) 解説、本誌15.4.20 (No.1411) 解説、本誌15.5.1 (No.1412) 解説</p> <p>② 会社法施行規則</p> <p>③ 会社計算規則</p> <p>④ 会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2022年11月1日(2023年1月18日更新)、一般社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会) → 本誌23.1.1 (No.1665) 解説</p> <p>⑤ 会計監査人設置会社における会計監査人に関する事項に係る事業報告の記載例(中間報告)(法規委員会研究報告5号)</p> <p>⑥ 計算書類に係る附属明細書のひな型(会計制度委員会研究報告9号)</p>